

平成 29 年 3 月 6 日
沖縄県土木建築部長

「談合情報対応マニュアル」の一部改正について

みだしのことについて、下記のとおり改正いたしましたのでお知らせします。

記

1. 改正内容

- (1) 対象に建設工事に係る測量及び建設コンサルタント等業務を追加
- (2) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の通報先に沖縄県警察を追加

2. 施 行 平成 29 年 4 月 1 日